

防整技第7165号
28.3.31
一部改正 防整技第18636号
30.11.30
一部改正 防整技第14984号
令和2年9月23日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

工事監督の実施細目について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

工事監督の実施細目について

(目的)

第1 この通知は、工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事の監督等について必要な事項を定め、その業務の的確かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事監督官 工事に係る会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第1項の補助者をいう。
- (2) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (3) 工事担当部署 建設工事の実施をつかさどる部署をいう。

(工事監督官の指名等の通知)

第3 契約担当官等は、工事監督官を指名又は変更したときは、別記第1号様式による工事監督官指名・変更通知書により受注者に通知しなければならない。

(工事監督官の任務)

第4 工事監督官は、他の法令並びに建設工事に係る建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める事務のほか、この通知に定める事務を行うものとする。

(主任工事監督官の指名及び任務)

第5 契約担当官等は、工事監督官を同一工事現場において建築、土木、電気、機械又は通信の工事種別による工事について2名以上指名するときは、その1名を主任工事監督官として指名するものとする。

2 主任工事監督官は、工事監督官としての事務のほか、同一工事現場の同一種別の工事に係る他の工事監督官を指揮監督するものとする。

3 契約担当官等は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、同一工事現場を通じて1名の主任工事監督官を指名することができる。この場合においては、当該主任工事監督官は、前項の規定にかかわらず、工事監督官としての事務のほか、同一工事現場に係る他の工事監督官を指揮監督するも

のとする。

(総括主任工事監督官の指名及び任務)

第6 契約担当官等は、主任工事監督官を同一工事現場に2名以上を指名したときは、必要に応じ、当該工事現場に係る主任工事監督官のうちから1名を総括主任工事監督官とする。

- 2 契約担当官等は、第5及び前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、当該工事現場に係る総括主任工事監督官を指名することができるものとする。
- 3 総括主任工事監督官は、工事監督官及び主任工事監督官としての事務のほか、当該工事現場における監督の事務について総合調整を行うものとする。

(統括工事監督官の指名及び任務)

第7 契約担当官等は、工事の規模、工期及び複雑性を総合的に勘案して防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の長が指定する大規模な工事現場においては、当該工事現場における工事全般について1名の工事監督官を指名し、その者を統括工事監督官として指名することができる。

- 2 統括工事監督官は、当該工事現場に係る他の工事監督官を指揮監督するものとする。

(工事監督官の交替)

第8 工事監督官は、転任、退職その他やむを得ない理由により指名された工事の工事監督官の職務を離れるときは、書面により後任者に事務を引き継ぐものとする。

(書類及び帳簿)

第9 工事監督官（同一工事現場において、主任工事監督官が指名されている場合にあつては主任工事監督官、総括主任工事監督官が指名されている場合にあつては総括主任工事監督官、統括工事監督官が指名されている場合にあつては統括工事監督官とする。第13第3項、第29第1項、第30、第31並びに第32第1項、第3項及び第4項を除き、以下同じ。）は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 設計図書
- (3) 積算価格内訳明細書
- (4) 実施工程表

- (5) 別記第2号様式による工事日誌
- (6) 別記第3号様式による工事打合せ簿
- (7) 工事材料搬入報告書
- (8) 施工体制台帳及び施工体系図
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(工事日誌)

第10 工事日誌には、工事監督官（部隊外注工事の工事監督官を除く。）が常駐する工事現場について、次の各号に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 工事の施工の概要及び状況
- (2) その他工事について必要と認める事項

(工事打合せ簿)

第11 工事打合せ簿には、受注者に指示したとき、又は受注者の疑義について回答したときに、これらの要旨及び年月日を記入し、受注者から確認印を徴するものとする。ただし、軽微な内容については、工事打合せ簿の作成を省略できるものとする。

(工事材料搬入報告書)

第12 工事材料搬入報告書には、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料を検査したときに、その結果その他所要の事項を記入するものとする。ただし、工事写真を提出、工事打合せ簿に記載又は納品書の写しを提出すること等により、工事材料搬入報告書の提出を省略できるものとする。

(現場代理人等の指名等の通知)

第13 工事監督官は、受注者が現場代理人等（現場代理人（建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2第1項の規定により置かれる現場代理人をいう。以下同じ。）、主任技術者（同法第26条第1項の規定により置かれる主任技術者）又は監理技術者（同法第26条第2項の規定により置かれる監理技術者をいう。以下同じ。）、監理技術者補佐（同法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）及び専門技術者（同法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。））を指名したときあつては現場代理人等通知書を、変更したときあつては現場代理人等変更通知書を受注者から契約担当官等に通知させなければならない。

2 工事監督官は、現場代理人がその職務（監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつてはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、その理由及び必要な措置を明示した書面により、契

約担当官等に報告し、その指示を受けるものとする。

- 3 工事監督官は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、是正等措置請求書により、必要な措置を採るべきことを請求するとともに、その旨を契約担当官等に報告しなければならない。

（施工体制の点検）

- 第14 工事監督官は、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第6946号。28. 3. 31）に基づいて、工事現場における施工体制の点検を行い、不適切なものが認められた場合には、必要な措置を講じなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第15 工事監督官は、受注者に請負代金内訳書及び別記第4号様式による工程表を契約書に定める期限までに作成させ、契約担当官等に提出させなければならない。

（着工の打合せ）

- 第16 工事監督官は、工事の着工に当たり、関連工事相互の調整及び工事の準備について受注者と打合せをしなければならない。

（仮設物の設置）

- 第17 工事監督官は、受注者が設計図書において工事監督官の承諾を受けて設置すべきものと指定された仮設の建物、工作物又は機械器具を工事現場に設置しようとするときは、受注者から別記第5号様式による仮設物設置願書を提出させなければならない。ただし、仮設物の設置場所、種類及び面積、設置期間等必要な事項を施工計画書に記載することにより、仮設物設置願書の提出を省略できるものとする。
- 2 工事監督官は、前項の仮設物設置願書が提出されたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは受注者に承諾を与えなければならない。

（工事の未着手等）

- 第18 工事監督官は、正当な理由によらない工事の未着手その他の受注者又は保証人の責めに帰すべき理由により工事の完成があやぶまれるときは、速やかにその実態を調査し、その結果に採るべき措置についての意見を付し、契約担当官等に報告しなければならない。

（工事の進行状況報告）

第19 工事監督官は、毎月末現在の工事の進行状況について受注者に別記第6号様式による工事進行状況報告書を翌月の5日までに提出させ、速やかにこれを審査し、順序を経て契約担当官等に提出しなければならない。

(工事の遅延)

第20 工事監督官は、工事が相当遅延すると認めるときは、その実態及び理由を調査し、受注者と採るべき措置について調整した後、これを工事担当部署の長に報告しなければならない。

(工事の変更、中止等)

第21 工事監督官は、工事内容を変更、又は工事の施工を一時中止、若しくは打ち切る必要があると認めたときは、別記第7号様式による工事内容変更報告書に理由を付し、速やかに契約担当官等に提出しなければならない。

2 工事監督官は、契約担当官等から工事内容の変更について指示を受けたときは、これを受注者に通知するとともに、工事に支障を来さないよう工事の進行状況を調整の上、受注者と協議し、変更部分に係る図面、仕様書及び見積内訳書を作成し、別記第8号様式による工事変更伺書により契約担当官等に提出しなければならない。

(工期の変更)

第22 工事監督官は、受注者が工期の延長について申請しようとするときは、受注者に工期延長申請書を提出させ、その実情を調査し、当該延長申請書にその結果及び当該延長についての意見を付し、契約担当官等に提出しなければならない。

(工事の完成の遅延)

第23 工事監督官は、工事が工期を経過して完成したときは、その理由を調査し、その結果に基づき受注者の責めに帰すべき理由による遅延日数を判定し、当該責めに帰すべき理由及び当該遅延日数を契約担当官等に報告しなければならない。

(請負代金部分払回数増加)

第24 工事監督官は、受注者が請負代金部分払の回数増加を契約担当官等に申請しようとするときは、受注者に別記第9号様式による請負代金部分払回数増加願書を提出させ、速やかに、これを審査し、当該願書に当該増加についての意見を付し、契約担当官等に提出しなければならない。

(契約解除の申出)

第25 工事監督官は、受注者から建設工事請負契約の解除の申出を受けたときは、採るべき措置についての意見を付し、直ちに契約担当官等に報告しな

なければならない。

(設計図の審査)

第26 工事監督官は、工事の施工に当たり、受注者の提案を受け入れる工事又は受注者が設計を行わなければならない工事については、受注者から設計図の提出を求め、その提案又は設計図を審査しなければならない。

(設計図書と工事現場の状態との不一致等)

第27 工事監督官は、設計図書と工事現場の状態との不一致、設計図書の表示の不明確、その他設計図書によっては施工が不可能若しくは著しく困難となる事情を発見した場合又はこれらについて受注者から書面により確認を求められた場合において、受注者に対し採るべき措置を指示する必要があるときは、書面によりこれを行わなければならない。

2 前項の場合において、工事内容を変更し、又は設計図書を訂正する必要があると認められるときは、これらについて受注者と協議の上、その結果を契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

(改造の命令)

第28 工事監督官は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認めたときは、受注者にその改造を請求しなければならない。

(工事材料の検査)

第29 工事監督官は、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料が工事現場に搬入されたときは、その品質について検査しなければならない。ただし、あらかじめ工事監督官が承諾した工事材料については、検査を省略することができるものとする。

2 工事監督官は、前項の検査において不合格となった工事材料については、速やかに工事現場から搬出させ、良品と交換させなければならない。この場合において、交換した工事材料については、再検査をしなければならない。

3 前2項において、承諾した工事材料と異なり、同等品又は類似品が搬入されたときは、検査又は再検査をしなければならない。

4 工事監督官は、受注者から工事材料（第1項の検査において不合格となったものを除く。）の工事現場からの搬出について承諾を求められたときは、工事担当部署の長の指示を受け、処理するものとする。

(工事材料の調合等の立会い)

第30 工事監督官は、受注者が設計図書において、工事監督官が立会うと指定された工事、工事監督官の立会いの上調合するものと指定された工事材料の調合（見本検査をしたものを除く。）又は水中若しくは地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事の施工をするときは、

これらに立ち会わなければならない。ただし、施工の記録、工事写真及び見本等により、その調合又は施工の状況について確認できる場合は、この限りではない。

- 2 工事監督官は、前項の場合のほか、特に重要な工事の施工に立ち会わなければならない。

(破壊検査)

第31 工事監督官は、受注者が見本検査又は立会いを求めることなく前条の工事材料の調合又は工事の施工をしたときは、必要に応じ、その調合又は施工の適否について破壊検査をしなければならない。この場合において、当該破壊検査が主要な部分に係るものであるとき、当該破壊検査による破壊部分の修復が工期に多大の影響を与えるものであるとき又は当該修復に相当な費用を要することとなるときは、工事担当部署の長の指示を受けなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第32 工事監督官は、貸与品又は支給材料を受注者に引き渡すときは、これらの品名、数量、規格等を仕様書と照合し、別記第10号様式による借用書又は別記第11号様式による受領書を受注者から徴するものとする。

- 2 工事監督官は、受注者に引き渡した貸与品又は支給材料について受注者からその品質又は規格が使用に適當でない旨の通知を受けたときは、契約担当官等に報告するものとする。
- 3 工事監督官は、受注者に引き渡した貸与品について受注者の保管方法及び使用方法が適切でないと認めるときは、必要な措置を採るものとする。
- 4 工事監督官は、使用済みの貸与品又は工事の完成、変更若しくは契約解除により不用となった支給資材があるときは、直ちに受注者に仕様書に記載された場所において、これらをその明細書とともに返還させなければならない。
- 5 工事監督官は、受注者の故意又は過失により、貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、その旨を契約担当官等に報告し、その指示により受注者に代品の納入若しくは原状回復をさせ、又は損害賠償の手続をとらせなければならない。

(寄託機械機器等)

第33 工事監督官は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「物品管理取扱規則」という。）別表第2に掲げる物品管理官、物品管理官代理、分任物品管理官又は分任物品管理官代理（以下「物品管理官等」という。以下同じ。）が据付けを要する機械機器を寄託するため受注者に引き渡すときは、その品名、数量等について、設計図書と照合のため立ち会わなければならない。

- 2 工事監督官は、前項の機械機器が受注者に寄託されたときは物品管理取扱

規則の別記様式第39による受領書を、工事の完成等に伴い受注者から寄託された機械機器が返還されたときは物品管理取扱規則の別記様式第40による返品書・材料使用明細書を、それぞれ受注者から徴し、これを物品管理官等に提出するものとする。

- 3 工事監督官は、受注者に寄託された機械機器について、受注者から、その品質、性能又は規格が使用に適切でない旨の通知を受けたときは、その旨を、物品管理官等に通知するとともに契約担当官等に報告しなければならない。
- 4 工事監督官は、受注者に寄託された機械機器の据付け及び保管方法が適切でないと認めるときは、必要な措置を採るものとする。
- 5 工事監督官は、受注者がその故意又は過失により、寄託された機械機器を滅失し、又はき損したときは、その旨を、物品管理官等に通知するとともに契約担当官等に報告し、その指示により、代品の納入又は原状回復等の必要な措置を採らせなければならない。

(火災保険等)

第34 工事監督官は、受注者が、工事目的物及び工事材料等について、火災保険、建設工事保険その他の保険の契約を締結したときは、その証券を提示させ、火災保険等加入状況報告書を提出させなければならない。ただし、証券等の写し又は保険会社の証明書等を工事監督官に提出することにより、火災保険等加入状況報告書の提出を省略できるものとする。

- 2 工事監督官は、前項の火災保険等加入状況報告書、証券等の写し又は保険会社の証明書等が提出されたときは、その内容を確認し、契約担当官等に提出するものとする。

(臨機の措置)

第35 工事監督官は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ない理由により受注者に臨機の措置を採らせる必要があるときはその理由及び採るべき措置を、受注者から災害防止等のため臨機の措置を採ることについて意見を求められたときはこれについての意見を付してその旨を工事担当部署の長に報告し、その指示により臨機の措置を採らせなければならない。

- 2 工事監督官は、前項の場合において、事情が急迫し、工事担当部署の長の指示を受けることができないときは、その指示を受けることなく受注者に必要な臨機の措置を採らせなければならない。
- 3 工事監督官は、前2項の規定により受注者に臨機の措置を採らせたときは、速やかに契約担当官等に報告しなければならない。
- 4 工事監督官は、受注者が災害防止等のため、あらかじめ工事監督官の意見を求めることなく採った臨機の措置について通知を受けたときは、その実情を調査し、その結果にこれについての意見を付し、契約担当官等に報告しなければならない。

(工事目的物の損害等)

第36 工事監督官は、工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について損害（次条に規定する損害を除く。）が生じたとき、又は工事の施工に関し工事関係者若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、速やかにその実情を調査し、その結果を契約担当官等に報告しなければならない。

(天災その他の不可抗力による損害等)

第37 工事監督官は、受注者から天災その他の不可抗力によって工事の出来形部分、工事現場に搬入した検査済み工事材料、工事仮設物及び建設機械器具に生じた損害の状況について天災その他不可抗力による損害通知書の提出を受けたときは、その実情を調査し、その結果に当該損害の原因についての意見を付し、これを契約担当官等に報告しなければならない。

(既済部分検査)

第38 工事監督官は、受注者が工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）（以下「工事検査細目」という。）第5第2号に規定する既済部分検査を契約担当官等に請求しようとするときは、受注者に当該既済部分を確認するに足る内訳明細書（必要があるときは、出来形図を含む。以下「内訳明細書等」という。）を添付した請負工事既済部分検査請求書を提出させ、審査し、請負工事既済部分検査請求書については契約担当官等に提出し、内訳明細書等については当該検査に際し、当該検査に係る工事検査細目第2第2号に規定する工事検査官（以下「工事検査官」という。）に提出するものとする。

(完成検査)

第39 工事監督官は、工事が完成したときは、完成通知書を、指定部分に係る工事が完了したときは、指定部分完成通知書を受注者から契約担当官等に提出させなければならない。

(検査の立会い)

第40 工事監督官は、工事検査官による検査が行われるときは、必要に応じて、あらかじめ当該検査に係る工事目的物に関して下検査を行うものとし、工事検査官による検査に際し、受注者とともに原則立ち会うものとする。

2 前項の規定により、工事監督官がやむを得ない事情により、検査に立ち会えないときは、工事監督官が下検査を実施している場合に限るものとする。

(修補)

第41 工事監督官は、工事検査官による検査により工事目的物について修補の措置が必要となったときは、受注者に期日を指定してその措置を採らせるものとする。

- 2 工事監督官は、前項の修補が完了したときは、受注者から修補完了報告書を提出させるものとする。
- 3 工事監督官は、前項の規定により受注者から修補完了報告書の提出を受けたときは、速やかに工事検査官に通知するものとする。

(引渡書)

第42 工事監督官は、受注者から工事検査細目第5第1号に規定する完成検査（以下「完成検査」という。）に合格した工事目的物の引渡しを受けるときは、引渡書を、指定部分の引渡しを受けるときは、指定部分引渡書を受注者から契約担当官等に提出させるものとする。

(工事目的物の引継ぎのための措置)

第43 工事監督官は、完成検査（指定部分に係るものを含む。）に合格したときは、遅滞なく、工事目的物の使用に必要な図面及び物件並びに当該工事目的物が国有財産であるときはこれに関する国有財産登録資料（国有財産等目録、国有財産台帳付属図面等）を整え、これらを工事担当部署の長に提出するものとする。

(発生材)

- 第44 工事監督官は、工事の施工により発生材が生じたときは、受注者に発生材報告書及び発生材調書を提出させ、これにより当該発生材を確認しなければならない。
- 2 工事監督官は、受注者から引渡しを受けた発生材について順序を経て契約担当官等に報告し、契約担当官等の指示により、当該発生材で物品管理官等に引き継ぐこととされたものについては受領書と引換えに当該物品管理官等に、当該工事に係る施設を管理する地方防衛局又は地方防衛支局の物品管理官等に引き継ぐこととされたものについては発生材調書を添えて当該物品管理官等にそれぞれ引き渡すものとする。